

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：パキスタン国投資環境整備セクタープログラム形成
にかかると情報収集・確認調査

案件番号：19a00463

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年9月11日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年9月11日（水）

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国投資環境整備セクタープログラム形成にかかる情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年11月 ～ 2020年4月
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【調達部契約第一課 三義望：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和01・02・03年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
- 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年9月25日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年10月4日(金) 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点
プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。
- (2) 評価方法
 - 1) 技術評価
「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%

当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下
--	-------

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2019年10月23日(水) 15時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109/110会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった

場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年10月28日（月）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務

諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

パキスタンはこれまで低いGDP成長率や外国直接投資の低迷、大幅な財政赤字（2012年度 対GDP比8.5%）、電力セクターにおける循環債務の蓄積等様々な要因に基づくマクロ経済の悪化から、2013年にInternational Monetary Fund（以下「IMF」という。）による3年間のEFF（Extended Fund Facility）プログラムの支援を受けた。その結果、2009年度に2%台だった実質GDP成長率は2016年度には5.2%にまで改善し、財政赤字の縮小、外貨準備高の増加等マクロ経済は好転した。しかしその後、一貫性の無い経済政策、弱い税徴収体制や不十分なビジネス環境の整備の遅れ、政府系企業の不健全な財務体質、インフォーマル経済の存在等構造的な問題により、財政赤字の拡大、為替相場の操作等の影響による公的債務の増加や外貨準備高が減少するなど、マクロ経済は悪化している。

かかるマクロ経済の悪化を受け、2018年の政権交代後、新政権であるパキスタン正義運動党（PTI : Pakistan Tehreek-e-Insaf）は、IMFに対して1980年以降13回目となるEFFプログラム支援を要請し、2019年7月にEFFプログラムが開始した。EFFプログラムでは、3年間で約60億USDの資金が供与される予定であるが、アクションプランとして、歳入増加のための予算計画（2020年度）の策定や社会保障セクターへの予算増加、市場誘導型為替相場の導入と適切な金融政策の策定、電力料金改定等の電力セクター改革、投資環境改善のための関係機関の構造改革等が盛り込まれている。

EFFプログラムの実施に伴い、世界銀行（以下「WB」という。）やアジア開発銀行（以下「ADB」という。）はアクションプラン達成に向けた支援を表明しており、WBは投資環境改善及び人的資本（Human Capital）開発、ADBは貿易促進及び電力セクターに関連するプログラムローンを形成している。かかる状況下、パキスタン政府はJICAに対しても、特に外貨準備高の改善に資する外国直接投資や貿易の増大、企業の生産性と競争力の向上に向けた支援に期待が寄せられている。

かかる状況を踏まえ、本調査ではパキスタンのマクロ経済改善に向け、特にパキスタンの投資環境整備と企業の生産性や競争力にかかる現状と課題を整理することを目的とする。また、本調査結果を踏まえ日本企業を含む外国企業による将来的な投資の活性化を目的として、取り組むべき事項をJICA支援案としてまとめ、かかる支援案についてパキスタン側と取組方針について合意することを目指す。

2. 調査の目的

本調査は、パキスタン（主としてカラチ）の投資環境整備に関する基本的情報を①投資・許認可の政策・制度・手続、②インフラ、③産業振興政策・インセンティブ、④産業人材の観点から収集・分析し、投資環境の現状を確認するとともに、今後の投資促進に関するJICAの支援内容を検討するために、産業・企業の持続的成長に向けた課題を整理することを目的とする。

3. 調査対象地域

イスラマバード、カラチ、ラホール、ファイサラバード

※主としてカラチを対象とした支援案の提言を想定しているが、情報収集のためにその他地域についても調査対象地域とするもの。

4. 調査の範囲

本調査では、「2. 調査の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「6. 調査の内容」に述べる内容の調査を実施する。また、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ

今後、投資環境整備にかかる政策・制度改革支援を展開する可能性を検討していくところ、貸与資料等に記載の類似調査報告書、類似円借款関連公開資料をよく確認し、成果品のイメージを整理すること。

(2) 現地関係機関への十分な説明と情報共有

本調査の実施にあたっては、連邦・州政府関連機関と面談の上、調査趣旨の説明、情報収集、結果の共有を図ること。

(3) 国内準備期間での十分な調査

パキスタンの産業セクターや投資環境、職業訓練等の産業人材育成に関しては実施中の技術協力も含め過去案件から資料・情報があるため、当該資料・情報を国内準備期間中に収集・分析し、効率的に現地調査を行えるよう準備すること。

(4) 他ドナーの支援案件の内容と進捗、課題の確認と協調の可能性の検証

WB 及び ADB は IMF の EFF プログラム開始に合わせてプログラムローンによる支援を表明しているため、ポリシーマトリックス、内容と進捗、課題を収集し、協調の可能性を検証した上で JICA の支援案を検討すること。また、WB はシンド州政府を実施機関として、既に投資環境整備（Ease of Doing Business ランキングの改善）に資する支援を実施中であることから、内容と進捗を情報収集し、JICA の支援案との重複、協調の有無を確認すること。

(5) 関係者との緊密なコミュニケーションによる効果的な支援の検証

パキスタンの産業セクターに対する JICA からの支援は、自動車製造の技術移転から貿易・投資促進に関する政策策定アドバイザーまで多岐に渡ることから、産業振興に係る日本側・パキスタン側の関係者は多い。本調査が効果的かつ実態に即した調査となるよう、実施中の案件に関係する政府機関やパキスタン進出済み日本企業（日本商工会、JETRO 等）、JICA 関係者とのコミュニケーション・情報交換を緊密に行い、調査結果に反映すること。実施中・直近実施案件は以下の通り；

① 自動車産業振興アドバイザー（2017 年度～派遣中）

② 貿易促進アドバイザー（2017 年度～派遣中）

③ 投資環境整備アドバイザー（2017 年度～派遣中）

④ アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト（2016 年度～実施中）

⑤ 自動車部品製造業技術移転プロジェクト（2015 年～2019 年度）

(6) 企業ヒアリング・アンケートの実施

本調査では、各政府（連邦・州）の認識と産業界のニーズとのギャップや投資国・場所選定時の意思決定要因を明らかにする目的から主要業界団体や日本貿易振興機構（JETRO）の現地拠点等にヒアリングを行うとともに、現地企業並びに現地進出日系企業にアンケートを行うことを想定している。ヒアリ

ング・アンケート事項について提案すること。また、実施前には JICA と内容について確認すること。

(7) 連邦政府と州政府の分掌、州間の比較

パキスタンでは法制度・手続によって連邦政府が統一的に所管する場合と、連邦政府・州政府の双方が関与する場合と、州政府に一任される場合があるため、連邦政府・州政府各々の権限の範囲・分担を明らかにする。また、州毎（シンド州とパンジャブ州を想定）の政策・制度や運用状況を比較・評価することにより、各州の改善点を明らかにする。

6. 調査の内容

(1) 国内準備期間に既存資料より下記の情報を整理し、現地で収集が必要な情報を確認する。

① 基本情報の整理

- A. パキスタン全体、シンド州及びパンジャブ州の政治・経済・財政・産業概況、開発政策（投資関連政策、産業振興政策等）、行政機構の構造（各省庁及び傘下の公社・国営企業との関係・業務分掌を含む）等に関する情報の収集と分析
- B. IMF の EFF プログラム概要及び関連する WB、ADB 等の援助機関・外国政府の支援に係る情報の収集と分析
- C. 各地の労働力人口と就業構造、賃金水準、労働条件、職業教育・生活環境、行政体制に関する情報の整理
- D. 連邦政府と州政府（シンド州とパンジャブ州を想定）の分掌（権限の範囲・分担）の確認

② 投資環境・産業振興に係る現況と課題の整理（連邦、シンド州、パンジャブ州）

- A. 法制度体系及び運用状況、課題
- B. 各種優遇策の概要と運用状況、課題
 - a. SEZ（Special Economic Zone）
 - b. 繊維産業、自動車産業等主要な産業セクター別政府優遇策（自動車産業政策（Automotive Development Policy）等）
 - c. 他国の優遇政策との比較
- C. SEZ の概要、開発状況、関連インフラの整備状況（パキスタン政府及び援助機関両方の事業を対象）、運営事業体の組織体制・権限の確認
- D. 開発政策（主要産業）の有無、概要と取組状況、課題の整理
- E. 産業人材育成に係る政策政府戦略・研修実施体制の確認と課題の整理
- F. 現在カラチ等主要な産業集積地にて実施中の、産業に係るインフラ案件（道路、港、物流等）の確認
- G. Ease of Doing Business で示唆されるパキスタンの投資環境の課題点の整理
- H. パキスタンと周辺諸国の比較における、産業構造、産業政策、生産性、投資環境、競争力（パキスタンの比較優位性）等に係る情報収集及び分析

- ③ EFF プログラムに関連する WB、ADB のプログラムローン支援案件のマトリクス内容及びプロジェクトローンの支援内容を確認し、JICA 支援と協調の可能性のある分野、項目を検証する。
 - ④ 大型インフラ投資ニーズが想定される分野、適用可能性のある本邦技術を確認し、案件形成において想定される課題・リスクを整理する¹。
- (2) 上記(1)で整理した不足情報を現地調査にて収集し、追加で下記の情報を収集・分析する。
- ① 各政府（連邦・州政府）の上記(1) ②にかかる手続きの運営・実施状況を確認する。
 - ② 現地の産業界（商工会、業界団体・組合、主要企業（主に製造業）等）のニーズと政府側の取組状況を確認する。
 - ③ WB の Ease of Doing Business において示唆される投資環境にかかる課題へのパキスタン政府側の取組状況の確認と取組が不十分と思われる項目を整理する。
 - ④ 各ドナーの認識している課題と支援状況を確認する。
 - A. WB がシンド州政府を実施機関として支援している 2 案件（Karachi Neighborhood Improvement Project (KNIP)、Competitive Livable City of Karachi (CLICK)）との関連性、進捗、案件実施における課題等を確認
 - B. EFF プログラムに関連する WB、ADB の支援案件のポリシーマトリクスの準備状況・進捗・課題の確認と JICA との連携もしくは協調（資金協力・技術協力の双方を含む）の可能性を確認
 - ⑤ 産業関係機関からの情報収集（連邦及び州）を行う。

パキスタン政府の産業政策に関与する機関の概要（組織体制、予算、技術的能力等）及び各機関が抱える課題点について情報収集・分析を行い、取り纏める。

 - A. 連邦政府：Ministry of Finance、Ministry of Industry and Production、Engineering Development Board、Board of Investment、Trade Development Authority of Pakistan 等
 - B. 州政府：Investment Department、Planning & Development Board 等
 - C. 上記 A 及び B の関連機関、傘下企業、当該地域にて展開する外国企業・諸団体等
 - ⑥ 日本企業のパキスタンへの投資・産業振興・産業人材及び現地企業とのリネージュにかかる課題の確認・抽出・分析を行う。
 - A. JETRO や日本商工会、進出済日系企業各社からのインタビュー及びアンケートにより、制度・インフラ・産業人材育成面のニーズを収集する。
 - B. アンケートについては、カラチ及びラホールに進出している日系企業 30 社程度から収集する。進出済日系企業から十分な回答が得られない場合や、進出時の意思決定に関する情報が得られない場合、必要に応じ日本の親会社等から情報収集を行う。

¹ 対象分野は道路、港、物流等を想定しているが、よりニーズの高いセクターがあると考えられる場合は提案すること。

- C. 産業人材育成に係る支援ニーズについて、階層ごと（経営層、エンジニア、中間管理職等）の課題及びニーズを整理する。
- ⑦ カラチにおけるインフラ整備に関し、インフラに係る民間企業からのニーズと実施体制の現状・課題を確認し、インフラ案件をリスト化・順位付けする。
- ⑧ 大型インフラ案件の概要の確認と実施に際する課題を整理する。
- ⑨ 今後パキスタンで促進すべき産業セクターについて考察、提案を行う。
- (3) 上記(1)(2)の情報を踏まえて JICA の支援案を作成する。
- ① 改善が望まれる投資環境整備にかかる政策・制度・手続き及び産業振興政策にかかる問題点と取組事項を取りまとめ、これらの改善に向けた技術協力、資金協力を通じた支援案を提案する。
- ② 優先的に開発すべきインフラ事業（特に運輸、電力分野）のロングリストを作成する。記載事項のイメージは別添の通り。なお、ロングリストには事業概要、概算事業費、期待される効果、施工上・環境社会配慮上の留意点等も記載すること。
- ③ 産業人材の育成のための支援案を提案する。
- (4) 上記(3)と WB・ADB のポリシーマトリックスとの関連性、整合性を確認し、協調の可能性についてパキスタン側関係機関、WB、ADB との協議を支援する。

7. 成果品等

(1) 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート」（和文・英文）とする。報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、内容の了解を得る。

① インセプション・レポート

記載事項：調査実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、スケジュール

提出に先立ち、ドラフト案を作成し、JICA に提出する。JICA による確認後、パキスタン側関係機関（説明相手先は JICA に確認すること）に説明を行い、必要に応じて修正する。JICA と協議し、修正の上、最終化する。

提出時期：2019 年 12 月上旬

提出部数：簡易製本（和文 5 部・英文 5 部）及び電子データ形式

② インテリム・レポート

記載事項：提出時期までに調査した内容

提出時期：2020 年 1 月上旬

提出部数：簡易製本（和文 5 部・英文 5 部）及び電子データ形式

③ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果等。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。

提出時期：2020 年 2 月下旬

提出部数：簡易製本（和文 5 部・英文 5 部）及び電子データ形式

④ ファイナル・レポート

ドラフト・ファイナル・レポートに対するパキスタン側のコメントを検討の上、必要に応じて修正を行う。JICA と協議し、修正の上最終化・提出する。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。

提出時期：2020年3月下旬

提出部数：製本（和文5部・英文5部）及び電子データ形式（CD-ROM）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：投資環境の整備にかかる各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／投資関連政策（2号）

➤ 投資促進／ビジネス環境整備（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（投資関連法・政策）】

a) 類似業務経験の分野：投資関連政策にかかる各種調査

b) 対象国又は同類似地域：パキスタン国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 投資促進／ビジネス環境整備】

a) 類似業務経験の分野：投資促進／ビジネス環境整備にかかる各種調査

- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2019年11月上旬より業務を開始し、2020年4月下旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 17人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／投資関連政策 (2号)
- ② 投資促進／ビジネス環境整備 (3号)
- ③ 経済分析／市場動向
- ④ 産業振興・産業人材育成
- ⑤ 経済開発インフラ
- ⑥ 環境社会配慮

(3) 現地再委託

本調査においては現地再委託を想定していない。

(4) 対象国の便宜供与

本調査はJICAの責任において実施するものとなることから、パキスタン関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。

(5) 安全管理

- 1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。必要経費は別見積書として計上すること。
- 2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICAパキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- 3) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 4) 宿舎及びレンタカーについてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、JICAパキスタン事務所の指定するホテル・レンタカー会社を利用すること（提出見積用の各種情報は別途指示します）。

- 5) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を別に見積ること。
 - ① セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輛に同乗させる。
 - ② 使用する車輛は全てランドクルーザー・タイプのものとする。
- 6) 現地の治安状況は流動的であり、安全管理上の理由から、渡航制限等を行われることがある。急な変更が生じる場合は、JICA 南アジア部と相談のうえ、現地調査期間の調整を行うこと。

(6) 地図の扱い

近隣国間での領有権主張への配慮から、報告書・成果品等では、極力パキスタン国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。国全体の地図を使用する必要がある場合には、JICA 南アジア部と協議の上、以下のいずれかの対応とする。報告書、成果品に限らず、パワーポイント資料等、本業務で使用する全ての文書において同様の対応とする。

- 1) 国連地図を複製使用する。国連地図であることを明記し、国連の地図使用ガイドラインに沿って使用承諾を得た上で使用する。
- 2) 国連地図に加工を加えて使用する。国連名称及び地図番号を削除し、データ参照元が国連であること、及び当該加工は JICA によるものであるとの注意書きを加える。
- 3) 主張に相違のある地域（カシミール地域）の国境線と実効支配線を全て点線表示した地図を使用する。配色等でどの国の領土であるかが示されないように留意する。
- 4) 主張に相違のある地域（カシミール地域）の国境線及び実効支配線を点線表示された地図を使用する。配色等でどの国の領土であるかが示されないよう留意する。
- 5) 上記 2)～4)のいずれの場合においても、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書きを加える。
- 6) 上記 3)、4)に該当する白地図データの配布を希望する場合は、発注者（南アジア部）に依頼する。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事

者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS版）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

上記「2. 業務実施上の条件（5）安全管理」内で言及したもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 消費税及び地方消費税（税率10%）を含めて見積もって下さい。

(4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒イスラマバード/ラホール/カラチ（タイ国際航空）

(5) その他留意事項

1) 紛争影響国・地域における報酬額の加算

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタン

ト等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2019年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

6. 参考資料／閲覧資料等

（1）公開資料

- Request for an Extended Arrangement Under the Extended Fund Facility-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Pakistan (International Monetary Fund)
<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2019/07/08/Pakistan-Request-for-an-Extended-Arrangement-Under-the-Extended-Fund-Facility-Press-Release-47092>
- Karachi Neighborhood Improvement Project (World Bank)
<http://projects.worldbank.org/P161980?lang=en>
- Competitive and Livable City of Karachi Project (World Bank)
<http://projects.worldbank.org/P161402?lang=en>
- パキスタン・イスラム共和国産業育成協力プログラム（カラチ投資環境整備）準備調査（産業インフラ整備）最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12114468.pdf>
- パキスタン・イスラム共和国産業育成協力プログラム（カラチ投資環境整備）準備調査（投資政策制度改善）ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12114443.pdf>
- パキスタン・イスラム共和国自動車部品製造業技術移転プロジェクト詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12235495.pdf>
- パキスタン・イスラム共和国アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12251245.pdf>
- パキスタン・イスラム共和国パンジャブ州技術短期大学強化計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256632.html>
- インド国タミル・ナド州投資促進プログラム外部事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_ID-C8_4_f.pdf
- インド国タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ2）事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_ID-C9_1_s.pdf
- インド国タミル・ナド州投資促進プログラム（産業人材育成支援）業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029777.html>
- インド国グジャラート州投資促進プログラム事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_ID-C10_1_s.pdf
- 南アジア地域 クロスボーダー協力(海運)情報収集・確認調査最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025656.html>
- The Web of Transport Corridors in South Asia (World Bank)
<http://documents.worldbank.org/curated/en/430671534922434794/The-Web-of-Transport-Corridors-in-South-Asia>

(2) 貸与資料

以下の資料については、取り扱いに注意が必要であるため、電子データによる配布は行わず、希望者にハードコピーを配布します。希望者は、JICA南アジア部南アジア第二課（03-5226-8659）までご連絡ください。

- Special Economic Zone Management Survey for Pakistan (Board of Investment)
- Quarterly Macroeconomic & Political Analysis (Fourth Quarter FY19 Review), July 19, 2019
- インド国タミル・ナド州投資環境改善セクター・プログラム・ローンに係る技術支援 専門家業務完了報告書

別紙：プロポーザル評価表

インフラ事業リスト 記載事項

- 1) 所掌の省庁 Administrative Department
- 2) 実施機関 Implementing Agency
- 3) 事業名 Name of the project / policy initiative
- 4) 概要 Outline of the project
- 5) 期待される効果 Expected effect
- 6) 概算事業費 Tentative Project cost ($\pm 10\%$)
- 7) 事業進捗 Project readiness rating
事業進捗段階の分類例：
 - ① 構想段階 Conceptualization
 - ② F/S 実施中 Feasibility Analysis under progress
 - ③ F/S 済 DPR completed
 - ④ 入札中 Under procurement
 - ⑤ 工事実施中 Under implementation
- 8) 資金源 Funding Sources
- 9) 資金分担 Identified and share of funding proposed from each source
- 10) 事業スケジュール Expected timeline for the project
- 11) 環境社会配慮 Environmental and Social Consideration
- 12) 留意事項 Remarks

概要の例：

州道XXX号線の片側2レーンから6レーンへの拡幅（XX地区～XX地区間のXXkm）

環境社会配慮について：

住民移転数等により想定されるカテゴリー、対応状況を確認。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／投資関連政策</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：	()	(13)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： 投資促進／ビジネス環境整備	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | | |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 案件名 |
| 2 | 対象国名 | 国名（地域名） |
| 3 | 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 | 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 南アジア部南アジア第二課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約の分割）

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (2) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (3) 第○期 : 00年0月～00年0月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

（契約約款の変更）

第●条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第●条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション】

(部分払)

第○条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第○次中間報告書の作成
(中間成果品：第○次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-